

発議案第7号

北上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年3月26日提出

提出者 北上市議会議員 高橋孝二

賛成者 北上市議会議員 菊池勝

同 平野明紀

同 熊谷浩紀

同 武田勝

同 安徳壽美子

提案理由

行政組織の再編整備により、北上市部設置条例の一部が改正されたことに伴い、常任委員会の所管を変更しようとするものである。

北上市議会委員会条例の一部を改正する条例

北上市議会委員会条例（平成3年北上市条例第175号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 9人</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 消防防災部の所管する事項</u></p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 9人</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>保健福祉部の所管する事項</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 9人</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>カ [略]</p> <p>キ [略]</p> <p>ク [略]</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 9人</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>福祉部の所管する事項</u></p> <p>ウ <u>健康こども部の所管する事項</u></p> <p>エ [略]</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。